

第1521回(10月28日)

農村の環境保全の動向と課題

合 田 素 行

地球規模から身の回りの問題まで、環境の問題が様々な形で取り上げられている。一方農業・農村は、担い手問題や米問題、そしてリゾート開発というようにそのとりまく状況はますますきびしくなり、今後どのような方向に進んで行くべきか、考える手がかりすら見いだしがたいのが実情である、と言ってよいと思う。本報告ではこうした認識から、まず農村の環境保全の問題をどのように考えればよいか、そして今後の環境保全の課題は何かを景観保全を例にとって検討する。

農村の環境保全は、広く環境政策と呼ばれる分野に属する。環境政策は①汚染規制、②自然保護、③都市美化の3つの分野に分かれる。③の都市美化というのは道路や下水の整備といった必要最小限の整備だけではなく、むしろより快適、より美的な施設等の整備を意味している。この3つの分野は、イギリスの都市計画の中でアメニティという言葉が意味してきた事柄の歴史的な分析からも抽出される。農村の環境保全にも、それらの分野が含まれるのはもちろんであるが、現在は都市美化政策に偏っている、つまり施設整備という建設事業偏重になっていると判断される。

わが国農村の環境保全につながる議論を戦後の農村施策の中からひろってみると、必ずしも多くない。混住化への対応、そして施策としては農村総合整備事業くらいがあげられようが、生活基盤、施設の整備にとどまると言てよい。

しかし現在環境問題に対する関心の高まりの中で、全国の市町村の農政担当者が農地の農業生産以外の緑地等機能についてもある程度重視しているというアンケート結果もあるように、単に施設整備だけではない環境保全への関心もようやく議論の対象になりつつあ

るし、またしていかなければならない。

近年農村部の市町村で景観保全条例が次々に定められている。景観保全自体は1970年代から、都市景観条例として展開をみせており、農村部のそれもその流れにのって、条例という方法、住民の参加の方法が取り入れられている。これらの条例はリゾート開発に対応した農村部の防御策と見ることができる。1960年代以降都市開発の規制に大きな役割をはたした宅地開発要綱、いわゆる要綱行政の農村版だと考えると、これら農村部の景観保全条例の重要性は明らかであろう。

しかし、農村部の景観保全については大きな問題がある。美瑛町の条例にも見られるように農業経営に関係する行為に対して規制的態度をとりにくいと言う点である。農業を行うことによって維持され、観光客もひきつける景観が、たとえば畜舎の建設によって損なわれることは許されるべきではないが、農業経営の問題もまた解決する必要があることは言うまでもない。景観保全条例がそこまでの解決手法を用意しているわけではない。が、環境保全が私権の制限を必然的に伴うとすれば、条例のような手法によりある程度規制を強権的に地域に課し、その合意の手続きを試行錯誤して求めていくことが当面必要なことだと考えられる。